

県北広域振興局長告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年6月17日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331300046	指定相談支援事業所「地域生活支援センター・カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	社会福祉法人カシオペア障連	平成28年3月28日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331300046	指定相談支援事業所「地域生活支援センター・カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	社会福祉法人カシオペア障連	平成28年3月28日